

2025年10月 8日

国立大学法人島根大学長

大谷 浩 殿

島根大学職員組合

中央執行委員長 関 耕平

団体交渉の申し入れ

島根大学職員組合は下記の要求事項をもって団体交渉を申し入れします。

交渉は 10 月中を要望します。交渉可能な日程と場所をご指定ください。

要求事項

1. 給与の問題について

8 月 7 日に人事院勧告が発表されましたので、これを受け大学側としてどのような判断をされる予定なのか、お聞かせ願います。また、準拠が困難な場合、職員のモチベーション維持のため、どのような代替処置を考えておられるのか提示をお願いします。

昨今の物価高により、生活実態はどんどん追い込まれています。これまでの大学の対応方針に鑑みても、人事院勧告準拠を行うことは必須です。真摯な対応を求めます。

2. 現役職員の訃報について

9 月に医学部で若手職員の訃報がありました。その職場は以前も現役職員が死亡しています。以前より、課題の多い職場との噂がありますが、今回の訃報が不幸な出来事であれば、早急に改善をしなければ他の職員への影響も大きいと感じています。原因が業務過多であるなら、人員を増やす、業務について担当者のみしか対応できない状況となっており、ストレスが原因と考えられるなら、業務分担について再検討するなど何らかの対応策を検討されるべきだと考えますが、現在の状況をお聞かせください。

3. 契約職員の半日年休の取り方について

フルタイムの契約職員から半年次休暇を取得する場合、午前だと8時30分から13時15分まで、午後だと13時30分から17時15分になると聞きました（契約職員就業規則第38条第1項）。特に午後の年次休暇は、常勤職員であれば12時から休憩時間に入るため、すぐに退勤出来るのに対し、契約職員は昼休みを挟んで15分勤務してからの退勤となり、昼休みから退勤する場合は、半日年休プラス1時間年休取得となり、非常に取得しづらいとの意見がありました。半日休暇は大学が自主的に設けられる制度ですので、常勤職員同様の取得方法への改善を求めます。